

[別紙]

随意契約理由書

神戸市

件名	一斉放送谷上駅追加に伴う放送装置改修対応
契約の相手方	近鉄電気エンジニアリング株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>放送装置は、駅構内（ホーム等）のお客様に列車の接近情報や運行情報等を伝えるものである。</p> <p>本業務は、谷上駅自動放送架設置に伴い、統保管区より行う一斉放送機能に谷上駅への出力を追加するものであり、各機器仕様に基づく性能確認、調整及び総合動作確認が必要であることから、装置を熟知している事業者のみ対応が可能である。</p> <p>なお、上記業者は既設装置の製造を行い、保守点検も実施しており、改修対象のシステムを熟知している唯一の事業者である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)